

富山市民芸術創造センター

# 発表の場としてのご利用が可能になります。

2020年12月11日(金)

利用開始!

※11月27日(金)～施設使用申請を受付

創作・練習専用の施設として運営してきた富山市民芸術創造センターが、今後は日頃の練習の成果を発表する場としてご利用いただけます。

## ◆ 対象施設 ◆



## ◆ 発表会利用の流れ ◆

1

### 施設使用申請・発表会企画書の提出

通常の練習利用と同じく、3ヶ月前から使用申請が可能です。申請の際、発表会の企画概要と予算書を提出します。

2

### 利用打合せ・技術スタッフの手配

2～4週前までに利用打合せを行い、照明機材などの使用内容によって、専門の舞台技術スタッフを主催者から外注手配します。

3

### 仕込み・リハーサル

舞台の仕込み、リハーサルを行います。

4

### 発表会本番

いよいよ発表会開催! 撤収・原状復帰をして終了です。

## ◆ 発表会利用とは ◆

芸術分野(音楽・演劇・舞踊・美術等)の練習成果を発表するステージパフォーマンス、制作展示や、これらの創作過程の公開練習やワークショップなどをさします。

## ◆ ご利用条件 ◆

- ・入場無料または開催実費相当分等を見学者から徴収するものであること。
- ・ステージ進行、会場運営、安全管理を主催者自身が行うこと。
- ・見学者の定員は、出演者、スタッフの数等により変動します。

詳しくは下記までお問い合わせください。

富山市民芸術創造センター  
〒930-0138 富山県富山市呉羽町2247-3  
tel. 076-434-4100

WEBサイトは  
こちら

